

会 議 録

会議の名称	平成30年第3回本庄市教育委員会定例会
開催日時	平成30年3月29日（金） 午後2時30分から 午後4時00分まで
開催場所	委員室
出席者	○教育長・委員 勝山勉 教育長 岡崎吉宏 委員 今井邦枝 委員 ○教育長・委員以外の出席者 稲田幸也 事務局長 高橋利征 教育総務課長 木村健治 学校教育課長 加藤久美子 生涯学習課長 杉原初 文化財保護課長 堀口滋 体育課長 前川章 図書館長 塩原利春 教育総務課長補佐（事務局）
欠席者	富沢峰雄 教育長職務代理者 落合崇志 委員
次 第	平成30年第3回本庄市教育委員会定例会 議事日程 平成30年 3月29日（木） 午後2時30分開議 委員室 - 開 会 - 前回会議録の承認 - 会議議事録署名人の指名 - 議 事 （1）本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（議案第15号） （2）本庄市立小・中学校職員旧姓使用取扱規程（議案第16号） （3）本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令（議案第17号） （4）本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（議案第18号） （5）本庄市立小・中学校事務に係る共同実施要綱（議案第19号） （6）本庄市立小学校講師任用要綱（議案第20号）

	(7) 本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱の一部を改正する告示（議案第21号） (8) 学校運営協議会を設置する学校について（議案第22号） (9) 本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第23号） (10) 本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第24号） (11) 本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第25号） (12) 本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第26号） (13) 本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第27号） (14) 本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について（議案第28号） (15) 本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について（議案第29号） (16) 本庄市学校薬剤師の委嘱について（議案第30号） (17) 本庄市スポーツ推進審議会委員の委嘱について（議案第31号） (18) 本庄市スポーツ推進委員の委嘱について（議案第32号） (19) 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について（議案第33号） 5. 報 告 （1）本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について（議案第33号） 6. 教育長の報告 7. その他 8. 閉 会
配付資料	・「平成30年第3回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「平成30年第3回本庄市教育委員会定例会議案 新旧対照表」 ・「平成30年第3回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について」 ・「教育長の行動記録」 ・「平成30年度学校給食運営計画」 ・「平成30年4・5月の各種会合教育委員出欠表」 ・「平成30年度市内小中学校入学式出席者（本庄市教育委員会）」 ・「第22回本庄早稲田の杜クロスカントリー&ハーフマラソン大会」
主 管 課	教育総務課

会 議 の 経 過	
教 育 長	ただいまから、平成３０年第３回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。 本日は、富沢教育長職務代理者並びに落合委員から欠席届が提出されておりますのでご了承願います。 それでは、議事日程に従いまして進めて参ります。 まず、前回会議録の承認をお願いします。
事 務 局	前回開催されました臨時例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。以上でございます。
教 育 長	それでは、署名をお願いします。 続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、岡崎委員をお願いいたします。 次に、議事日程４の「議事」へ移ります。 本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案１９件でございます。それらのうち、議案第３３号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により非公開としたいと思います。 これにご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第３３号の審議については非公開といたします。 なお、議案第３３号の審議につきましては、議事の進行上、議事日程７の「その他」が終了した後に、非公開として審議を進めたいと思います。 それでは、議案第１５号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第１５号、「本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。 議案書の１ページをお願いいたします。 （併せまして、新旧対照表の１ページ、及び議案関係資料の１ページをお願いいたします。） はじめに、提案理由をご説明いたします。 本議案は、平成３０年度当初から、本庄市立小・中学校において、事務の共同実施を行いたいので、本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の案を提出するものでございます。 次に、議案内容についてご説明いたします。こちらは、新旧対照表の１ページを併せてご覧ください。

	本庄市立小・中学校管理規則の一部を次のように改正します。 まず、目次中の「第５章 組織編制（第１４条から第１９条の２）、第６章 職員（第２０条から第２６条）、第７章 施設及び設備（第２７条から第３２条の２）、第８章 学校評価及び結果の報告（第３３条から第３４条）、第９章 雑則（第３５条から第３８条）」を、「第５章 組織編制（第１４条から第２０条）、第６章 職員（第２１条から第２７条）、第７章 施設及び設備（第２８条から第３３条の２）、第８章 学校評価及び結果の報告（第３４条から第３５条）、第９章 雑則（第３６条から第３９条）」に改めます。 次に、第３８条を第３９条とし、第３５条から第３７条までを１条ずつ繰り下げます。 次に、第３４条中の「第３３条」を「第３４条」に改め、第８章中同条を第３５条とし、第３３条の２を第３４条の２とし、第３３条を第３４条とする。 次に、第７章中第３２条の２を第３３条の２とし、第３２条を第３３条とし、第２７条から第３１条までを１条ずつ繰り下げる。 次に、第６章中第２６条を第２７条とし、第２２条から第２５条までを１条ずつ繰り下げ、第２１条の２を第２２条の２とし、第２１条を第２２条とし、第２０条の２を第２１条の２とし、第２０条を第２１条とする。 次に、第５章中第１９条の２の次に、次の１条を加えます。 （共同実施組織） 第２０条 学校事務を共同で実施し、業務を効率的・効果的に処理するための組織（以下「共同実施組織」という。）を置く。 ２ 共同実施の組織、運営及び業務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。と追加いたします。 最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行する。といたします。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	学校事務の共同実施ということですが、今までやっていなかったことを今回やるのはどうしてですか。
木村学校教育課長	平成２９年度に試行としてグループ分けを行い、実施に取り組んでまいりました。その結果、概ね共同実施がスムーズに進行できると考えまして、平成３０年度からは正式に要綱等も整備いたしまして、更に充実したものになりたいと考えています。 以上になります。
教 育 長	これまでは各学校単独で行っていたものを共同でやることによって、事務の効率化を図れますし、お互いの業務をチェックすることで正確性が期待できる。あと、新しい初任の方も増えてますので、そういう方の指導や育成に役立っているところです。

	それでは、議案第１５号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第１５号本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則については、承認することと決定いたしました。 次に、議案第１６号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第１６号、「本庄市立小・中学校職員旧姓使用取扱規程」についてご説明いたします。 議案書の２ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料の４ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市職員旧姓使用取扱規程が制定されたことにより、本規程を本庄市立小・中学校の学校職員に適用したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立小・中学校職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書、呼称等に使用することについては、本庄市職員旧姓使用取扱規程（平成２９年本庄市訓令第１５号）の例による。といたします。 最後に、附則といたしまして、この訓令は、公示の日から施行する。といたします。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第１６号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第１６号本庄市立小・中学校職員旧姓使用取扱規程については、承認することと決定いたしました。 次に、議案第１７号について事務局から説明を求めます。
高橋教育総務課長	議案第１７号本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。 初めに、提案理由でございますが、本庄市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正を踏まえ、所要の改正をしたいので、提出するものでございます。 本庄市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正は市議会第１回定例会に提案されたもので、赴任手当を支給できるように改正されたものでございます。その関係で、これまでの出張命令が、出張を赴任と合わせた形で旅行命令とする改正がなされております。教育委員会事務局として赴任するという命令がなされることはございませんが、市の条例で、「出張命令」が「旅行

	命令」と改正されたことから、文言を合わせるものでございます。 議案の内容でございますが、議案の新旧対照表４ページを合わせてご覧ください。第２条第３号は、「旅行その他の理由により」を削るもので、文言を整理するものでございます。 別表第１第４号と別表第２第３号は、「出張命令」を「旅行命令」に改めるものでございます。 附則は、施行期日を規定するもので、平成３０年４月１日から施行するものでございます。 説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第１７号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第１７号本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令については、承認することと決定いたしました。 次に、議案第１８号について事務局から説明を求めます。
高橋教育総務課長	議題第１８号本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱につきましてご説明いたします。 防犯カメラにつきましては、３月４日に児玉中学校の工事が終わり、市内全ての小中学校に設置されましたので、要綱を制定して適正な運用を行うものでございます。 初めに、提案理由でございますが、議案書６ページをお願いします。 提案理由は、市内小・中学校に防犯カメラを整備するに当たり、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るために必要な事項を定めたいので、提出するものでございます。 続きまして、議案の内容についてですが、４ページをお願いします。 第１条は、この要綱の趣旨を規定しております。 第２条は、設置目的の規定で、防犯カメラは学校の安全確保及び犯罪の予防を目的に設置するという規定でございます。 第３条は、定義の規定で、第１号で防犯カメラ、第２号で画像の用語の定義をしております。 第４条は、防犯カメラ管理責任者等の規定で、防犯カメラ管理責任者を校長、防犯カメラ管理取扱者を教頭として、防犯カメラの設置及び運用を図っていく規定でございます。 第５条は、防犯カメラの設置場所の規定で、原則として校門その他の学校内で不審者の侵入監視が必要と認められる場所に設置するという規定でございます。

	第6条は、防犯カメラ設置の表示の規定で、学校内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の表示をする規定でございます。 第7条は、画像の保存等の規定で、第1項は原則として14日間という保存期間の規定、第2項は保存期間が経過したら速やかに消去する規定、第3項は編集又は加工をしてはならないという規定でございます。 第8条は、画像の第三者への提供等の規定で、第1項第1号は、刑事訴訟法の規定により、捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けたとき、第2号は、法令に基づき文書により提供を求められたときで、第1号、第2号以外では画像等を第三者に提供してはならないという規定でございます。第2項は、画像等を提供したときは、防犯カメラ画像等情報提供記録簿に記録し、1年間保存するという規定でございます。 第9条は、個人情報の保護の規定で、防犯カメラ管理責任者は、本庄市個人情報保護条例などの規程を遵守し、児童生徒等のプライバシーを侵害することがないように適切な措置を講じなければならないという規定でございます。 第10条は、苦情の処理の規定で、管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するという規定でございます。 第11条は、委任の規定でございます。 様式は、第8条に規定する「防犯カメラ画像等情報提供記録簿」でございます。 附則は、施行期日を規定するもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。 説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
今井委員	防犯カメラは何箇所設置されているのですか。
高橋教育総務課長	学校の規模や死角の位置によって違いがありますが、5台から8台の間で設置をしております。
今井委員	外向きに設置してあるんですか。
高橋教育総務課長	外向きというより、学校の玄関や通用口のところに設置し、入ってくる人が映るようにしている。 以上で、ございます。
教 育 長	それで職員室のモニターで見られるようになっています。
岡崎委員	基本的に校長先生が責任者で、教頭先生がそれを補助するような体制になるのか。
高橋教育総務課長	そういったことです。あくまでも校長先生が責任者で、教頭先生がそれを補佐するような立場で、2名で管理してもらうことになります。
岡崎委員	第7条の画像の保存期間ですが、14日間経つと自動的に消える仕組みに

	なっているのか。
高橋教育総務課長	3週間で自動的にデータが消去される仕組みになっているとのことです。
教 育 長	それでは、議案第18号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第18号本庄市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱については、承認することに決定しました。 次に、議案第19号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案書の7ページをお願いいたします。 議案第19号、「本庄市立小・中学校事務に係る共同実施要綱」についてご説明いたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。 本議案は、本庄市立小・中学校管理規則の一部改正に伴い、平成30年度当初から、本庄市立小・中学校において、事務の共同実施を行いたいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。7ページにお戻りください。 まず、第1条では、趣旨として、この要綱では、本庄市立小・中学校管理規則第20条の規定に基づき、本庄市立小・中学校において、学校事務処理の共同実施を行うことに関して、共同実施の組織、運営及び業務等に関し、必要な事項を定めるものとする。 次に、第2条では、目的として、事務の共同実施の目的を（1）から（3）までの3点を規定いたしました。 次に、第3条では、組織として、共同実施を円滑に進めるための、共同実施推進委員会の設置を規定し、第2項で、共同実施推進委員会の構成を規定いたしました。 次に、第4条では、共同実施協議会として、本庄市教育委員会は、校長会の代表者及び市内小・中学校の学校事務職員で構成された共同実施を行う組織（以下「共同実施協議会」）を指定し、監督、指導助言を行う。といたしました。 次に、第5条では、会議・構成として、共同実施協議会の会議の開催について規定し、第6条では、グループとして、共同実施協議会のグループ編制について、規定をいたしました。 8ページをご覧ください。 次に、第7条では、業務として、共同実施協議会で処理する業務について、規定をいたしました。 次に、第8条では、サービスとして、共同実施に係る業務を行う場合において、

	事務職員の服務について規定し、第9条では、守秘義務として、学校事務職員が共同実施により得られた他校の情報についての守秘義務について、規定をいたしました。 最後に、附則として、この告示は、公示の日から施行する。といたしました。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第19号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第19号本庄市立小・中学校事務に係る共同実施要綱については、承認することに決定しました。 次に、議案第20号について事務局から説明を求めます。
木村学校教 育課長	議案第20号、「本庄市立小学校講師任用要綱」についてご説明いたします。 議案書の10ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。 本議案は、本庄市立小学校に、市費の講師を任用したいので、この案を提出するものでございます。 こちらは、仁手小学校が来年度から複式学級該当校になりますので、県費担当職員が少なくなるということへの対応も考えてのものです。 では、議案内容についてご説明いたします。10ページにお戻りください。 まず、第1条では、この要綱は、本庄市立小学校に市費負担の講師を任用し、当該学級の児童に教科指導等を行うことにより、当該児童の教育を支援することを目的とする。と本要綱の目的を規定いたします。 次に、第2条では、任用について、本庄市教育委員会は、小学校に、教員免許状を有し、小学校各教科に関する知識と指導力のある者のうちから、講師を任用することができる。と規定いたします。 次に、第3条で、講師の業務について、第4条では、任用期間について既定をいたします。講師の任用期間は1年以内とする。ただし教育委員会が認めるときは任用を更新することができる。といたします。 次に、第5条では、賃金について、規定いたします。講師の賃金は、1日につき9,300円とする。また、第2項、第3項で、この賃金の支給の時期や旅行について旅費を規定しています。 次に、第6条では、勤務時間等について、1日の勤務時間は7時間45分とし、勤務日数は年210日以内とする。第2項では、講師の休暇等は、学

	校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定を準用する。といたします。 次に、第 7 条では、服務について、第 8 条では、免職について、11 ページに移り、第 9 条では、その他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。といたします。 最後に、附則として、この告示は、公示の日から施行する。といたしました。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	通常の県費の先生と市費の先生の決定的な違いというのはあるのでしょうか。任せる範囲の違いとかでしょうか。
木村学校教育課長	基本的にこちらの市の講師につきましては、県費負担教職員の補助又は補佐する役割を担っていただいています。ですから県費負担教職員のように担任を持つということではなく、担任を補助したり学校の校務を補助していただくといった立場で仕事をしたりしていただいている。ただ、必要に応じて該当学級の授業等も何時間かは持つことが出てくると思っております。 以上で、ございます。
教 育 長	仁手小が 2 年生 10 人と 3 年生 6 人で、ちょうど複式学級の基準 16 人以下に該当し、1 人入れれば解消されます。県としては、複式学級の基準に該当するため、仁手小は 1 年生から 6 年生までで 5 学級という扱いになりますので、5 学級分の教員しか県は配当してくれません。それで足りない分の教員を市費で補って 1 年から 6 年まで単独でやっていこうということです。県費の教員が校長、教頭以外で 6 人配当されるので、1 年生から 6 年生までぴったり 1 人ずつ県費で担任を補うことが出来ていて、担任外の教員がいなくなってしまうので、その分を市費の教員で補って授業を進めているということです。 それでは、議案第 20 号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 20 号本庄市立小学校講師任用要綱については、承認することに決定しました。 次に、議案第 21 号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第 21 号、「本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。 議案書の 12 ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、平成 30 年度当初から、主に小・中学校の英語活動の拡充の対応として、英語活動について、教員を指導する学校ティーチング・アドバイザーを設置したいので、この案を提出するものでございます。

	では、議案内容についてご説明いたします。議案書と併せまして、新旧対照表の 6 ページも併せてご覧ください。 それでは、本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱（平成 19 年本庄市教育委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。 第 2 条中の「市内中学校」を「本庄市立小・中学校（以下「学校」という。）又は教育委員会」に改める。 次に、第 9 条中「週 4 日」を「年 1 6 0 日以内」に改め、同条ただし書きを削ります。 次に、第 1 0 条第 1 項中「6, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改め、第 1 1 条中「中学校」を「学校及び教育委員会」に改めます。 最後に、附則として、この告示は、公示の日から施行する。といたします。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	英語の先生を教える先生ということですが、その方は日本人の方ですか。
教 育 長	具体的には退職した校長の中で、英語の指導主事経験等がある方ということで考えております。来年、小学校 3 年生から英語の授業が始まるのですが、小学校の先生は英語の免許を持っていないので、しばらく支援が必要と考えております。 それでは、議案第 2 1 号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 2 1 号本庄市学校ティーチング・アドバイザー事業設置要綱については、承認することに決定しました。 次に、議案第 2 2 号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第 2 2 号、「学校運営協議会を設置する学校について」ご説明いたします。 議案書の 1 3 ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、学校運営協議会を設置したいので、この案を提出するものでございます。 来年度から新たにコミュニティースクールとして 6 校追加して進めたいと考えておりますので、その 6 校についての運営協議会の設置についての議案となります。 では、議案内容についてご説明いたします。 学校運営協議会を設置する学校を次のとおりとする。 本庄市立仁手小学校 本庄市立旭小学校 本庄市立北泉小学校

	本庄市立金屋小学校 本庄市立共和小学校 本庄市立本庄南中学校 以上の６校でございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	学校運営協議会がとしては、この６校で全てですか。
木村学校教 育課長	平成２９年度に秋平小学校と本庄東中学校の２校を実施しており、平成３０年度に６校をプラスして８校になります。平成３１年度に残りの８校が、学校運営協議会を設置する予定でございます。
教 育 長	それでは、議案第２２号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第２２号学校運営協議会を設置する学校については、承認することに決定しました。 次に、議案第２３号について事務局から説明を求めます。
木村学校教 育課長	議案第２３号、「本庄市立仁手小学校 学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の１４ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第８条の規定に基づき、本庄市立仁手小学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立仁手小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、１ 氏名等でございますが、 林 富治（はやし とみじ）、 中野勝三郎（なかの かつさぶろう） 吉田 貴之（よしだ たかゆき） 八木 義一（やぎ よしかず） 福島 博子（ふくしま ひろこ） 内島 茂（うちじま しげる） 坂上 実（さかうえ みのる） 志塚 弘良（しづか ひろよし） 福島 志乃（ふくしま しの） 福島 里歌（ふくしま りか） 敷地 加代（しきち かよ） 中村 収一（なかむら しゅういち）

	岡芹 純一（おかぜり じゅんいち） なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2 任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第23号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第23号本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第24号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第24号、「本庄市立旭小学校 学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の15ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立旭小学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立旭小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、1 氏名等でございますが、 石原寿美恵（いしはら すみえ） 辻村 好一（つじむら こういち） 山田 勝治（やまだ かつじ） 秋山 勝範（あきやま かつのり） 飯塚 満（いいつか みつる） 安田 由美（やすだ ゆみ） 立石 文昭（たついし ふみあき） 茂木 延雄（もてぎ のぶお） 栗田 文作（くりた ぶんさく） 福本アエコ（ふくもと あえこ） 藤江 辰男（ふじえ たつお） 大江 綾子（おおえ あやこ） 間庭 英雄（まにわ ひでお） 久保田浩史（くぼた ひろし）

	なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2 任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	選出区分の中の「関係行政機関の職員」とはどのような方を指していられるのでしょうか。
木村学校教育課長	公民館や保育園等、地域にある行政に関係のある施設の方をお願いしています。
教 育 長	それでは、議案第24号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第24号本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第25号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第25号、「本庄市立北泉小学校 学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の16ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立北泉小学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立北泉小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、1 氏名等でございますが、 齊藤 一英（さいとう かずひで） 井上 健治（いのうえ けんじ） 芦澤 吉一（あしざわ よしかず） 野口三恵子（のぐち みえこ） 岡 治道（おか はるみち） 田邊 晶子（たなべ あきこ） 井上 孝之（いのうえ たかゆき） 富山 茂（とみやま しげる） 武正 進介（たけまさ しんすけ） 松田 修一（まつだ しゅういち） 岡村 和美（おかむら かずみ） なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでござい

	ます。 次に、2 任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第25号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第25号本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第26号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第26号、「本庄市立金屋小学校 学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の17ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立金屋小学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立金屋小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、1 氏名等でございますが、 清水 満（しみず みつる） 樋口 芳江（ひぐち よしえ） 岩崎 幸（いわさき みゆき） 飯野 清則（いいの きよのり） 広瀬 伸一（ひろせ しんいち） 圓岡佐世子（つぶらおか さよこ） 山田 直子（やまだ なおこ） 森本 道彦（もりもと みちひこ） 高木 靖尚（たかぎ やすひさ） 佐藤真由美（さとう まゆみ） 諏訪 慎一（すわ しんいち） なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2 任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第２６号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第２６号本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第２７号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第２７号、「本庄市立共和小学校 学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の１８ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第８条の規定に基づき、本庄市立共和小学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立共和小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、１ 氏名等でございますが、 荻野きよ江（おぎの きよえ） 田島 精一（たじま せいいち） 新井 幸男（あらい ゆきお） 大山美佐保（おおやま みさほ） 岩上 高男（いわがみ たかお） 工藤 友紀（くどう ゆき） 澤本いずみ（さわもと いずみ） 井田 春枝（いだ はるえ） 和田 高一（わだ こういち） 楠 正憲（くすのき まさのり） 小林 崇（こばやし たかし） 長谷川哲也（はせがわ てつや） 堀口 芳嗣（ほりぐち よしつぐ） なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。 次に、２ 任期でございますが、平成３０年４月１日から平成３２年３月３１日まででございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	楠さんの選出区分が「適当と認めるもの」となっていますが、どのような

	形の判断か理由をお聞かせいただきたい。
木村学校教育課長	楠さんにつきましては、学区内の学童保育の施設長をされている方でございます。これまでも学校と連携を取って色んなことを協力いただいておりますので、今回、委員として任命させていただければと考えております。
教 育 長	それでは、議案第 27 号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 27 号本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第 28 号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第 28 号、「本庄市立本庄南中学校 学校運営協議会委員の任命について」 ご説明いたします。 議案書の 19 ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づき、本庄市立本庄南中学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立本庄南中学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、1 氏名等でございますが、 日向 理（ひゅうが みち） 斉藤 一英（さいとう かずひで） 荒井貴美江（あらい きみえ） 阿部 正壽（あべ しょうじ） 田中 幹雄（たなか みきお） 田辺 晶子（たなべ あきこ） 橋本 和也（はしもと かずや） 大澤 孝行（おおさわ たかゆき） 村岡 淳子（むらおか じゅんこ） 中田 守（なката まもる） なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2 任期でございますが、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まででございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
今井委員	北泉小学校と兼任されている方がいるが、これは大丈夫なのでしょうか。
木村学校教	運営協議会の中では特に問題ありません。これまでも小学校、中学校両方

育課長	で色々と協力していただいているので、任命させていただいた。
今井委員	選出区分の「学識経験者」とは元教員の方ということですか。
木村学校教育課長	元教員であったり、教育関係に勤めていたりした方をお願いしている。田中委員に関しては、「学識経験者」でもあるが、自治会長も務められていたということで、今回は「通学区内の住民」ということで選任している。
教 育 長	それでは、議案第 2 8 号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 2 8 号本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第 2 9 号について事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第 2 9 号、「本庄市立本庄東中学校 学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の 2 0 ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づき、本庄市立本庄東中学校 学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 本庄市立本庄東中学校に関しては、平成 2 9 年度から学校運営協議会が設置されたため、今回は追加で 1 名の委員を任命するものです。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立仁手小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 まず、1 氏名等でございますが、 山田 剛（やまだ たけし） なお、生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2 任期でございますが、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まででございます。 この方については、次期の P T A 会長ということでの選出でございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第 2 9 号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 2 9 号本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命については、承認することに決定しました。 次に、議案第 3 0 号について事務局から説明を求めます。

木村学校教育課長	議案第30号、「本庄市学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。 議案書の21ページをお願いいたします。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校薬剤師 盛岡葉子（もりおか ようこ）氏、林 勇毅（はやし ゆうき）氏、野村美宏（のむら よしひろ）氏、及び梅村孝雄（うめむら たかお）氏が、平成30年3月31日をもって辞任するため、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たに本庄市学校薬剤師を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市学校薬剤師を次のとおり委嘱する。 まず、1 氏名等でございますが、新任の方々となります。氏名及び担当学校を読み上げます。 土師 哲人（はにし よしと） 仁手小学校 山下 法久（やました のりひさ） 旭小学校 中原 敬行（なかはら たかゆき） 中央小学校 中田 和美（なかだ かずみ） 本庄東中学校 なお、生年月日、住所につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2 委嘱日でございますが、平成30年4月1日でございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第30号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第30号本庄市学校薬剤師の委嘱については、承認することに決定しました。 次に、議案第31号について事務局から説明を求めます。
堀口体育課長	議案第31号本庄市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。 まず、提案理由からご説明いたします。本庄市スポーツ推進審議会委員 岩崎信裕氏及び早野清氏が平成30年2月4日に退任したため、本庄市スポーツ推進審議会設置条例第4条の規定に基づき、新たに本庄市スポーツ推進審議会委員を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容をご説明致します。本庄市スポーツ推進審議会委員を次のとおり、委嘱するものでございます。 1の氏名等でございます。まず、氏名と略歴を申し上げます。田中輝好、市議会議員、新任でございます。門倉道雄、市議会議員、新任でございます。生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。

	2の任期でございますが、平成30年3月30日から平成30年6月30日までの残任期間でございます。 以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第31号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第31号本庄市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、承認することに決定しました。 次に、議案第32号について事務局から説明を求めます。
堀口体育課長	議案第32号本庄市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。 まず、提案理由からご説明いたします。平成30年3月31日に任期が終了する本庄市スポーツ推進委員について、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容をご説明致します。本庄市スポーツ推進委員を次のとおり、委嘱するものでございます。 1の氏名等でございます。まず、新任ですが、氏名と選出区分を申し上げます。今井光雄、公民館。荒井恵、一般公募。山口航、公立小中学校。中嶋卓巳、公立小中学校。新任は、以上の4名でございます。生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。 次に、再任です。同様に氏名と選出区分を申し上げます。清水利晴、福島登喜江、茂木希枝子、金原一広、萩原和美、古田土秀子、坂本一行、須永いみ子、岡知子、井出こずえ、小暮純一、町田喜久雄、永尾和子の13名は、公民館からの選出でございます。新井光夫、金子みつ江、恩田裕貴、富田雅寿、堀越豊、尾山豪寿の6名は、体育協会からの選出です。綱尚美、福島庸男の2名は、レクリエーション協会からの選出です。井上孝之、杉山幸一の2名は、スポーツ少年団からの選出です。再任は、以上の23名でございます。生年月日及び住所につきましては、記載のとおりでございます。 2の任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間でございます。 以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第32号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第32号本庄市スポーツ推進委員の委嘱については、承認することに決定しました。 これで公開での議事審議を終了します。 次に、議事日程5の「報告」へ移ります。本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。
加藤生涯学習課長	「本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 本庄市青少年問題協議会委員につきまして、選出団体からの委員の変更により「本庄市青少年問題協議会条例」の規定に基づき、本庄市長から委嘱されたのでご報告申し上げるものでございます。 氏名と略歴を申し上げます。新任の方でございます。 うちだ えいすけ 市議会議員 やまだ やすひろ 市議会議員 つつみ やすのり 本庄警察署長 2の「任期」でございますが、その職にある期間でございます。 以上で、報告(1)「本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について」の説明を終了いたします。
教 育 長	ただいま、青少年問題協議会委員の委嘱について説明いたしましたが、皆様から何かございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、これで「報告」を終了します。 次に、議事日程6の「教育長の報告」へ移ります。「行動記録」をご覧ください。 前回2月22日の臨時会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。主だったところについて説明させていただきます。 2月24日にセルディを会場に人権教育セミナーが開催され、元プロサッカー選手の北澤豪氏の講演があり、多くの市民の皆様に参加していただき、また、講演の内容も障害者スポーツにも触れられた充実したものとなりました。 28日に市議会第一回定例会が3月26日までの日程で開会されました。一般質問は3月19日と20日に行われ、別紙の通りのご質問がありました。 3月3日には川淵三郎CUP2017少年野球大会を開催し、川淵氏にもお越しいただきました。 4日にはこだま芸術文化の集いが開催され、作品の展示と舞台発表が行われました。 15日には中学校、23日には小学校の卒業式が行われましたが、各校とも厳粛の中で感動のある卒業式となりました。

	26日には本庄市婦人会から500枚の雑巾の寄贈がありました。 27日には、市内全小中学校に防犯カメラ一式をご寄贈いただいた梅村孝雄氏に感謝状の贈呈を行いました。市内校長会と本庄市PTA連合会からも感謝状を贈呈しました。 行動記録については以上です。 次に、議事日程7の「その他」へ移ります。事務局から何かありますか。
高橋教育総務課長	私の方からは、3点ございます。 一つは、2月にご審議いただきました児玉地域の平成30年度学校給食運営計画です。2月の定例会の際には牛乳の単価が決まっておりましたが、今回、単価が決定しましたので、その報告になります。 平成30年度学校給食運営計画の5ページをご覧ください。 こちらに、学校給食用牛乳保護者負担額として、平成30年度の金額を記載しております。200ミリリットルが52.272円、250ミリリットルが65.34円でございます。昨年と比べますと、200ミリリットルが0.378円、250ミリリットルが0.4752円上がっております。単価が決まったことにより、牛乳のみ飲用する児童生徒等の給食費について、3ページ、4ページで決めさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。 もう一つは、教育委員の皆様が出席する4月以降の様々な総会等について、一覧表にいたしました。出欠表として横書きになっております。4月は19日木曜日に定例会を予定しております。定例会終了後には歓送迎会を行います。会場は、徳樹庵です。5月の定例会は、この後でも説明いたしますが、第4木曜日の24日を予定しております。児玉地区教育委員会連合会総会については4月の理事会で日程が決まります。5月には埼玉県市町村教育委員会連合会の総会があります。7月19日には、埼玉県の市町村教育委員研究協議会がさいたま市で行われる予定です。後日、出欠について、ファックス等で把握させていただければと思います。 もう一つは、お手元に「市教委だより No. 25」を配付いたしましたので、ご覧ください。
木村学校教育課長	先日の小学校、中学校の卒業式では大変お世話になりました。お手元に平成30年度4月の入学式の出席者一覧表を配布させていただきました。また、委員の皆様方には大変お忙しいなかですが、こちらから出席していただく学校の割り振りをさせていただきましたので、出席をしていただければと思います。なお、4月9日（月）が入学式になります。小学校、中学校同日となります。中学校4校につきましては午後から、そして小学校12校につきましては午前中に入学式を行う予定でございます。出席表をご確認いただきまして、よろしく申し上げます。 また、教育委員会の言葉は新年度になってからですが、またお届けにあが

	りますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
杉原文化財 保護課長	文化財保護課からは競進社模範蚕室の外構工事完了の報告をさせていただきます。お手元に配布しております「市教委だより２５号」の表紙をご覧ください。平成２８年、２９年度の２カ年に亘って整備を進めてきた競進社模範蚕室の外構工事がこのほど完了しました。トイレ、休憩所を新設したほか、建物周囲には回遊路を設け、車椅子の方でも建物の中を見ることが出来るよう配慮いたしました。また、大型バス２台を含む２５台分の駐車場とロードバイク対応の駐輪場を確保し、要所に防犯のための照明灯も設置いたしました。埼玉県指定文化財で世界文化遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」と関連の深い施設として注目される競進社模範蚕室にふさわしい環境が整備され、より快適に見学していただけるようになりました。 ぜひ、教育委員の皆様にもご見学いただければと思います。 以上でございます。
堀口体育課 長	体育課からは、第２２回本庄早稲田の杜クロスカントリー＆ハーフマラソン大会の説明をさせていただきます。 開催期日は、４月８日の日曜日でございます。資料１０ページをご覧ください。参加申込者は、２，３２７人と昨年より少ないですが、ブラジルや香港など海外からの申込がありました。ゲストランナーの平井さんが急遽仕事の都合で参加できなくなりましたが、大島めぐみさんについては、参加予定でございます。また、同日はこだま千本さくら祭りも開催される予定です。 以上でございます。
前川図書館 長	図書館より、報告させていただきます。２点ございます。口頭にて失礼いたします。 １点目、１月の定例会におきまして、説明させていただきました、『第２次本庄市子ども読書活動推進計画』を策定いたしましたことを報告させていただきます。 なお、本計画のパブリックコメントを、２月４日から３月６日にかけて実施しましたところ、ご意見はありませんでしたことを併せてご報告いたします。 ２点目、図書館本館につきましては、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、昨年度の７月（２０日）から、毎週木曜日と金曜日の午後８時まで開館時間を延長しておりますが、来年度も引き続き実施いたします。 以上でございます。
教 育 長	次に、次回定例会の日程を確認いたします。 平成３０年第４回定例会を４月１９日木曜日午後４時からで、場所は市役所委員室となりますが、よろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。

教 育 長	続きまして、平成３０年第５回定例会の日程について、事務局から説明を求めます。
高橋教育総務課長	５月の第３木曜日は教育長が全国都市教育長協議会定期総会で出張となりますので、第４木曜日の５月２４日午後２時３０分からの開催でお願いしたいと考えております。会場は、委員室となります。
教 育 長	それでは、来月、再度確認いたしますが、平成３０年第５回定例会を５月２４日木曜日午後２時３０分からの開会で予定しておきたいと思います。 これで、公開での会議を終了します。 これより非公開で議事を進めます。
[非公開] 議案第３３号 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について 《承認》	
教 育 長	以上で、平成３０年第３回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。